

# 11月は「児童虐待防止推進月間」！

「もしかして？」ためらわないで！189（いちばやく）

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であることから、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、県において、児童虐待問題について関心を高めるため、集中的な広報活動を実施しています。

## 児童虐待の現状

令和3年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）は2,509件となっており、昨年度より674件（36.7%）の増加、過去最多の件数となっています。虐待の種類では、心理的虐待が1,940件（77.3%）で最も多く、次に身体的虐待が299件（11.9%）となっています。

県内の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待を受けている子どもや援助を必要とする家庭を早期に発見し対応する必要があります。

## 児童虐待の背景

核家族の増加、地域のつながりの希薄化などの社会的要因や、家庭の経済的困窮や社会的孤立、配偶者の暴力（DV）などの養育環境のリスクが指摘されています。子どもの貧困が深刻な状況にあること、

ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱えやすい傾向があります。このような背景があつて、保護者が十分な支援を受けられず、社会における孤立を余儀なくされ虐待に至ることがある事実を社会全体で受けとめる必要があります。

児童虐待問題は、一組の親と子どもの問題として捉えては解決できません。家族全体の問題であり、一つの家族を取り巻く地域社会、学校、行政など、様々な分野の方々の協力なくして、虐待を早期発見することは困難です。

## 児童虐待と思ったら

「児童虐待の防止等に関する法律」は、虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、速やかに児童相談所等に通知しなければならぬことをルールとしています。現に虐待を受けている子どもを発見したときはもちろんですが、虐待を受けているのではないかと感じたら、迷わず報告してください。

「児童相談所虐待対応ダイヤル189」は、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号となっており、お近くの児童相談所につながります。たとえ間違いであっても、通告した方が責任を問われることはありません。また、通告を受けた市

町村や児童相談所は、通告した方を特定する情報を漏らしてはならないと法律で定められていますので安心してお電話ください。子どもたちに関心を持ち、1人でも多くの大人が子どものSOSに気づき、支えていくことが重要です。県民の皆様からの早期の通告が、虐待の未然防止・早期発見につながり、子どもを虐待から守る大きな一歩となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

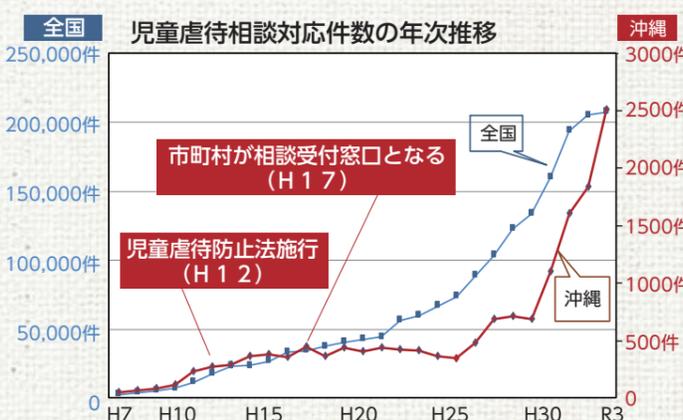
## 保護者の方へ

「子育てがうまくできずに自分を責めてしまう」「イライラして、つい子どもに当たってしまう後悔する」「周りに助けてくれる人がいない」など、子育てに関して悩みを抱えていますか。

このような場合はひとりで悩まず、地域の子育て支援センターや市町村の担当窓口又は児童相談所などに相談できます。適切なアドバイスを受けられるとともに、必要に応じた支援が受けられることがあります。勇気を出して相談（※）してみてくださいいかがですか。

## 地域の方へ

児童虐待は、孤立した子育ての中で発生しやすいといわれています。児童虐待を防ぐためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていくことが大切です。声をかける、困っていたら手助けするなど、あなたのちょっとした優しさや心遣いが大きな支えとなります。



## 児童虐待とは？

児童虐待防止法では、保護者とその監督・保護する児童(18歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

<b>身体的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる</li> <li>熱湯をかける、おぼれさせる</li> <li>たばこの火を押しつける</li> <li>投げ落とす、逆さづりにする</li> <li>冬に部屋の外に閉め出す</li> <li>意図的に子どもを病気にさせる など</li> </ul>	<b>ネグレクト</b> <small>(養育の放棄・怠慢)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童を家に残したままたびたび外出したり、車などに長時間放置したりする</li> <li>病気になるのに病院に受診させない</li> <li>下着などを替えさせず不潔なままにする</li> <li>適切な食事を与えない</li> <li>登校する意志がある児童を登校させない など</li> </ul>
<b>心理的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉で脅かす</li> <li>他の兄弟と著しく差別的な扱いをする</li> <li>児童を無視したり拒否的な態度を示す</li> <li>児童の心を傷つけるような言動をする</li> <li>配偶者やその他の家族等に対し暴力を振るうなど</li> </ul>	<b>性的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童への性交、性的暴行</li> <li>性的行為の強要</li> <li>性器や性交を見せる</li> <li>児童ポルノの被写体にする など</li> </ul>

## DVが及ぼす子どもの心身への影響

- DVが起きている家庭では、子どもへの暴力が同時に行われる場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）も子どもへの心理的虐待に当たります。
- 近年の児童虐待相談対応件数の増加は、この面前DVによる心理的虐待が増えたことによりですが、その背景には警察からの通告が増加したことが要因となっています。
- DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあります。
- 近年の研究結果により、DV被害が児童の精神健康に深刻な影響を及ぼすことが明らかにされています。面前DV等を受けた児童のグループと一般対象グループとを比較したところ、前者のグループでは「攻撃性」と「不安・抑うつ」的行動の面で統計的な差が認められたなどの報告があります。

## 子育て等に関する相談窓口

窓口	電話番号	相談時間
県中央児童相談所(おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
県中央児童相談所(宮古分室)	0980-75-6505	8:30~17:15 (祝日、年末年始、慰霊の日を除く月~金)
県中央児童相談所(八重山分室)	0980-88-7801	
県コザ児童相談所	098-937-0859	
県教育委員会(親子電話相談室)	098-869-8753	月曜日~土曜日(9:00~22:00) ※時間外は「24時間子どもSOSダイヤル」0120-0-78310
各市町村の担当窓口	各市町村児童担当課	各市町村によって異なります

## 令和4年度沖縄県子ども虐待防止推進事業講演会

### ●親と家族を支える～「育てにくさ」を感じる子育てへの支援～

講師：田中 康雄  
(精神科医、北海道大学名誉教授 ことろとそだちのクリニック むすびめ院長)  
日時：11月3日(木・祝) 10~12時 ※リモート開催

### ●子ども虐待とDV～家族に起きていること～

講師：信田 さよ子  
(原宿カウンセリングセンター顧問 日本公認心理師協会会長)  
日時：11月27日(日) 14~16時 ※リモート開催

### ●子どもたちの性と生～産婦人科の現場から～

講師：河野 美代子  
(産婦人科医、河野産婦人科クリニック理事長、NPO法人性暴力被害者サポートひろしま理事)  
日時：12月18日(日) 14~16時 ※リモート開催

申込および参加にはインターネット環境が必要です。

下記宛先へ必要事項(1~5)を記載しメールにより申し込みください。QRコードからも申し込み可能です。

【宛先】 oki2022kodomo@gmail.com

【必要事項】

- 1.名前
- 2.希望講演会名
- 3.電話番号
- 4.お住まいの市町村
- 5.職業(所属)



## 問い合わせ

青少年・子ども家庭課 電話：098-866-2174 FAX：098-868-2402